

青森県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）の概要

令和4年2月
青森県環境生活部環境保全課

1 趣旨

県では、地域の実情にあった環境影響評価制度の運用を行うために、青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）を制定し、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象とならない規模・種類の事業に関する環境影響評価手続等を定め、法と一体的に環境影響評価制度を運用しています。

令和3年10月に、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号）が施行され、法の対象となる風力発電所の規模要件が引き上げられたことから、今般、法の対象外となった規模の風力発電所を条例の対象事業に追加することとし、対象事業の規模要件等を定めた「青森県環境影響評価条例施行規則」（平成12年6月青森県規則第163号）の一部を改正するものです。

2 改正案の概要

(1) 風力発電事業の追加：別表第1（第4条、第5条関係）

風力発電事業に係る規模要件について、次のとおり定めます。

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件
電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業	出力が1万キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	出力が7千5百キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所の設置の工事業
	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業	出力が7千5百キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業

(2) 軽微な修正の要件の追加：別表第2（第38条関係）

風力発電事業に係る評価書の作成に当たって、環境影響評価その他の手続を経ることを要しない軽微な修正の要件について、次のとおり定めます。

- 発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
- 修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

(3) 軽微な変更の要件の追加：別表第3（第49条関係）

風力発電事業に係る評価書の公告・縦覧後の手続における事業内容の変更にあたって、環境影響評価その他の手続を経ることを要しない軽微な変更の要件について、次のとおり定めます。

- 発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
- 変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
- 発電設備が100メートル以上移動しないこと。

3 今後の予定

公布：令和4年4月（予定）

施行：令和4年10月1日